

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認宮城地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	5 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	3 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	5 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	3 件

宮城（青森）国民年金 事案 1760

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年4月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年4月から48年3月まで

私は、嫁いでくると同時にA納税組合の組合員となり、毎月、家族全員の国民年金保険料を納付していた。A納税組合の組合長をB氏が務めていた時は、集金係が決まっていた毎月集金に来ていたので、未納期間があるとは思えない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は24か月と比較的短期間である上、申立人は、昭和42年7月に夫と婚姻した後は、申立期間を除き国民年金の加入期間に未納は無い。

また、申立人は、婚姻後において家族4人の国民年金保険料は申立人が納付していたと述べているところ、申立期間当時同居していた夫及び義父母の納付状況をみると、申立期間のうち国民年金の加入期間に未納は無く、家族全体として納付状況は良好である。

さらに、申立人は、申立期間当時の国民年金保険料については月額450円であったと述べているところ、この金額は、申立期間のうち昭和46年4月から47年6月までの保険料の額と一致する。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 62 年 10 月から 63 年 3 月までの期間及び平成元年 11 月から 2 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 62 年 10 月から 63 年 3 月まで
② 平成元年 11 月から 2 年 3 月まで

私は、国民年金保険料が未納となっていた期間の納付書兼領収書が送られてきたため、保険料を分けて納付した記憶がある。納付先ははっきりとは覚えていないが、金融機関で納付した。日記や家計簿を付けていたが、処分したため今は所持していない。

申立期間を、国民年金保険料の納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は、申立期間①が 6 か月、申立期間②が 5 か月、合わせて 11 か月と短期間であり、申立人の国民年金加入期間において、申立期間以外に国民年金保険料の未納は無い。

また、申立人に係る A 市の国民年金被保険者名簿（紙名簿）によれば、申立期間前後の複数期間の国民年金保険料が過年度納付されていることが確認できることから、申立人は、保険料の未納が生じないように努力した形跡がうかがえる。

さらに、申立期間②について、申立人の夫に係る A 市の国民年金被保険者名簿（紙名簿）によれば、夫の国民年金保険料は納付済みとなっている。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA株式会社（現在は、B株式会社）C事業所における資格喪失日に係る記録を昭和39年4月2日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名：男
基礎年金番号：
生年月日：昭和19年生
住所：

2 申立内容の要旨

申立期間：昭和39年3月31日から同年4月2日まで

私は、昭和36年3月11日にA株式会社に入社し、47年7月14日まで継続して勤務した。

申立期間は、A株式会社C事業所から同社D事業所へ異動となったが、厚生年金保険の未加入期間とされているので記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、B株式会社の回答及び同僚の証言から判断すると、申立人は同社に継続して勤務し（昭和39年4月2日にA株式会社C事業所から同社D事業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA株式会社C事業所における昭和39年2月の社会保険事務所（当時）の記録から、1万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は厚生年金保険被保険者資格喪失届の資格喪失日の記載を昭和39年4月2日とすべきところ、同年3月31日として誤った届出を行ったことを認めており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年3月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A株式会社（現在は、B株式会社）C事業所における資格喪失日に係る記録を昭和36年12月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年11月21日から同年12月1日まで

私は、昭和36年3月にA株式会社に入社し、同社C事業所から同社D事業所に転勤したが、会社を辞めたことはなく継続して勤務していたので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B株式会社から提出された申立人に係る身上調書、雇用保険の加入記録及び複数の同僚の証言から、申立人は、申立期間においてA株式会社に継続して勤務し（昭和36年12月1日にA株式会社C事業所から同社D事業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA株式会社C事業所における昭和36年10月の健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録から、1万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事

業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

宮城（青森）厚生年金 事案 2897

第1 委員会の結論

申立期間について、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額を34万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年10月1日から7年2月1日まで

A事業所に勤務した昭和49年4月から平成24年3月までの期間のうち、申立期間の標準報酬月額が厚生年金基金の記録と相違している。申立期間のうち、6年10月、同年11月及び7年1月の給与支給明細書を所持しているため、控除された厚生年金保険料に見合う標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の申立期間における標準報酬月額は、24万円と記録されている。

しかし、A事業所が厚生年金保険の被保険者ごとに作成し、管理する個人台帳によると、申立人の申立期間における標準報酬月額は34万円と記録されていることが確認できる上、同事業所は、当該台帳の標準報酬月額の記載については、社会保険事務所から送付された「標準報酬月額決定（改定）通知書」に基づき、記載しているとしている。

また、A事業所が加入するB厚生年金基金の「厚生年金基金加入員台帳」によると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は34万円であることが確認できる上、同事業所及び同基金は、申立期間当時、同事業所から社会保険事務所及び同基金に提出する届出書は、複写式の用紙で作成していたとしている。

さらに、申立期間のうち、平成6年10月、同年11月及び7年1月について、申立人が所持する給与支給明細書によると、当該月において標準報酬月額34万円に基づく厚生年金保険料が控除されていることが確認でき

る上、6年12月について、事業主は、標準報酬月額が改定がなく、同年11月と同額の厚生年金保険料を申立人の給与から控除していたとしている。

これらを総合的に判断すると、申立期間について、事業主は、申立人が主張する標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、B厚生年金基金の加入員台帳における申立人の記録から34万円に訂正することが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 8 月及び同年 9 月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 8 月及び同年 9 月

私は、昭和 57 年 8 月及び同年 9 月の国民年金保険料を同年 8 月 10 日に A 銀行 B 支店の窓口で納付した。

申立期間の保険料について、年金事務所から還付をしていると言われたが、私はその期間の保険料領収証書を所持しており、仮に、保険料の還付をしたなら、なぜ領収証書を回収しないのか納得がいかない。

申立期間を国民年金保険料の納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

C 市（現在は、D 市 E 区）における申立人の国民年金被保険者名簿（紙名簿）によれば、その資格得喪欄には、申立人は国民年金の被保険者資格を昭和 56 年 10 月 9 日に任意取得し、57 年 8 月 25 日に任意喪失した記載が確認できるとともに、保険料還付の欄には、国民年金被保険者資格を喪失したことを理由に同年 9 月 24 日に還付請求がなされ、同年 10 月 18 日に還付の事務処理が行われた記載が確認できる。

また、申立人の国民年金被保険者台帳（マイクロフィルム）においても、上記被保険者名簿と同様の記載が確認できるとともに、当該台帳によれば、申立期間の国民年金保険料が 57 年 10 月 18 日に還付されたことを示す「還付 57,8~57,9 まで 10,440 円（喪失）57,10,18」の記載が確認できる。

さらに、申立人は昭和 59 年 3 月 28 日に C 市から F 郡 G 町に転入しているところ、G 町における申立人の国民年金被保険者名簿によれば、申立期間の保険料が納付された記録は確認できないなど、一連の事務処理に不自然さやうかがえ、ほかに申立人に対する国民年金保険料が還付されていないことをうかがわせる事情は見当たらない。

加えて、申立人は「国民年金保険料の還付をしたなら、なぜ領収証書を回収しないのか納得がいかない。」としているが、日本年金機構に照会したところ、社会保険事務所（当時）では、保険料を還付したことに伴い領収証書を回収することは行っていなかったと述べている。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

宮城（岩手）国民年金 事案 1763

第1 委員会の結論

申立人の昭和 56 年 12 月から 57 年 5 月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 56 年 12 月から 57 年 5 月まで

私は、昭和 56 年 12 月まで勤務していた会社が倒産したため、その頃、市役所で国民年金の加入手続を行い、無職であったことから申立期間の国民年金保険料の免除申請の手続を行った記憶があるが、申立期間が未加入になっていることに納得できない。

申立期間について、国民年金保険料の申請免除期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によれば、申立人に係る国民年金手帳記号番号の前後の手帳記号番号の新規資格取得処理日がいずれも昭和 63 年 10 月 3 日であることから、申立人の手帳記号番号の払出日は同年 10 月頃であると推測でき、この頃、国民年金の加入手続が行われ、同年 9 月 18 日に遡って被保険者資格を取得したものと推認できる。このため、申立期間は国民年金の未加入期間であり、保険料の免除申請を行うことはできなかったものと考えられる。

また、申立人は、昭和 56 年 12 月から 57 年 1 月頃までの間に国民年金の加入手続を行ったと述べているところ、A年金事務所が保管する国民年金受付簿によれば、当該期間に国民年金手帳記号番号が払い出された被保険者の中に申立人の氏名は見当たらない上、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたことを示す関連資料も無く、ほかに申立期間の保険料が免除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間について国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

宮城（山形）厚生年金 事案 2894

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 29 年 6 月 30 日から 31 年 8 月 2 日まで

私は、昭和 29 年 6 月頃から 3 年ぐらい A 事業所に勤務していたが、年金記録を確認したところ、同事業所における厚生年金保険の被保険者期間は 31 年 8 月 2 日から 32 年 8 月 27 日までの 1 年間とされており、勤務期間と相違しているので、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間当時の A 事業所の事業主は既に亡くなっている上、同事業所は株式会社 B となった後、昭和 62 年 8 月に解散していることから、同社の元代表取締役の代理人は、元代表取締役は A 事業所において社会保険事務を担当していたが、高齢のため申立期間当時のことをほとんど覚えておらず、資料も保管されていないと回答しており、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険の加入状況について確認できない。

また、昭和 28 年 4 月 3 日から 31 年 8 月 2 日までの期間に A 事業所において厚生年金保険の被保険者資格を取得した 18 名のうち、所在が確認できた 4 名に照会したところ、3 名から回答があったが、いずれも申立人を覚えていないと回答しており、申立人の申立期間における勤務実態を確認できない。

さらに、上記 3 名は、いずれも A 事業所には厚生年金保険の被保険者期間より長く勤務したと回答している上、うち 1 名は、「申立期間当時、A 事業所では中学を卒業したばかりの若い従業員が多く、短期間で退職する者も多かったことから、事業主が従業員の勤務状況を見て厚生年金保険に加入させていたと思う。」旨回答していることから、事業主は、従業員に

ついて必ずしも雇用と同時に厚生年金保険に加入させていたわけではなかったことがうかがえる。

加えて、A事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人の被保険者資格取得日は昭和 31 年 8 月 2 日となっており、オンライン記録と一致している上、不自然な訂正等も見当たらない。

このほか、申立人が申立期間における厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

宮城（山形）厚生年金 事案 2895

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 6 月 1 日から平成 6 年 4 月 4 日まで
私は、昭和 61 年 6 月 1 日から平成 6 年 4 月 3 日までの期間、A市の株式会社Bに勤務した。

株式会社Bでは、私を外注（請負）だと主張しているが、毎月定額の給料（月給）を受け取り、会社が破産宣告した時には未払給料と解雇予告手当も受け取っているため、雇用関係があったことは明白である。

私は、厚生年金保険の適用事業所に使用されていたので、厚生年金保険法上の被保険者となるべき者であったと確信している。申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社Bの元事業主は、「申立人は、外注（請負）であり、申立人に係る厚生年金保険被保険者の資格取得の届出及び保険料の控除は行っていない。そもそも申立人を雇用していないので賃金台帳も無い。」としている。

また、申立人も、申立期間中、当該事業所から毎月定額の支払を受けていたが、厚生年金保険料を控除されていなかった旨述べている。

さらに、申立人の申立期間に係る雇用保険の記録は確認できない上、申立人は、申立期間において国民年金に加入しており、申立期間は保険料の納付済期間となっていることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

なお、申立人は、厚生年金保険料が控除されていないことを認めている

にもかかわらず、厚生年金保険の適用事業所に使用されていたので厚生年金保険法上の被保険者となるべき者であったと主張し、この主張に対する判断を当委員会に求めているが、年金記録確認第三者委員会は、申立期間当時、事業主が申立人の給与から厚生年金保険料を控除していたか否かを踏まえて年金記録の訂正の要否を判断する機関であることから、申立人が株式会社Bにおいて厚生年金保険法上の被保険者となるべき者であったか否かを判断することはできない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

宮城（秋田）厚生年金 事案 2896

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 10 月 1 日から 51 年 7 月 1 日まで
年金記録を確認したところ、A株式会社（現在は、B株式会社）に勤務していた期間のうち、申立期間の標準報酬月額がその前の期間より低い記録となっている。私は、C業務担当としての在職中に降格や各種手当額の変動等の理由により給与が減額されたことは無く、申立期間の標準報酬月額がその前の期間より低くなっていることに納得できないので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額がその前の期間より低い記録となっていることについて納得できないとして、記録の訂正を申し立てているが、B株式会社は、申立期間当時の関係資料は無く、申立人に係る給与の総支給額及び厚生年金保険料の控除額については不明としていることから、申立人の給与の総支給額及び厚生年金保険料の控除額を確認することができない。

また、申立人が、申立期間当時、A株式会社のD課長であったとする者は、業務成績等による給与支給額の変動は無かったとしているが、申立人の給与から控除された申立期間に係る厚生年金保険料については不明としていることから、申立人に係る厚生年金保険料の控除状況を確認することができない。

さらに、申立期間当時、A株式会社の経理担当者であったとする者は、当時の取扱い及び申立期間に係る事情等についての記憶は無いとしていることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額が変更された事情を確認

することができない上、申立人と同時期に同社において厚生年金保険の被保険者資格を取得した者のうち、所在が確認できる 25 人に照会したところ、6 人から回答があったが、申立期間当時の事情等についての回答は得られなかった。

加えて、オンライン記録によると、申立期間直後の昭和 51 年 7 月 1 日に標準報酬月額が 12 万 6,000 円（第 27 級）から 14 万 2,000 円（第 29 級）に随時改定されているところ、随時改定は、固定的賃金の変動月から継続した 3 か月間に受けた給与の総支給額の平均月額に該当する標準報酬月額による等級と従前の標準報酬月額による等級との間に 2 等級以上の差が生じた場合に行われることとされていることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額に不自然さは見当たらない。

このほか、申立人に係る A 株式会社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間の標準報酬月額を遡及して訂正しているなどの処理は認められない上、当該記録はオンライン記録と一致していることが確認できるほか、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。